



知的財産法体制の概要

バーレーン

1 国家構成

バーレーンは、“二つの海”を意味し、湾岸諸国において最初に石油を採掘し、製油所を建設した国の一つであり、そのため、近隣諸国よりもいち早く石油から富を築いた。

1955年バーレーン特許、意匠、商標法に則り、1955年以降、商標、特許および意匠の登録が行なわれてきた。その後、1991年法令第10号により新商標法が發布された。

バーレーン王国は、1995年1月1日に世界貿易機関に加盟、さらに文学および芸術作品の保護に関するベルヌ条約、工業所有権の保護に関するパリ条約を締結、2005年12月15日に標章の国際登録に関するマドリッド協定に署名した。バーレーンは、知的所有権に関する法律として1993年著作権法、1995年意匠および商標法などを定めている。

2 条約

バーレーンは、下記の世界知的所有権機関（WIPO）条約に締結している：

- WIPO条約（1995年6月22日締結）
- パリ条約（工業所有権）（1997年10月29日締結）
- ベルヌ条約（文学および芸術作品）（1997年3月2日締結）；
- 特許協力条約（PCT）（2007年3月18日締結）
- 特許法条約（PLT）（2005年12月15日締結）
- マドリッド協定（商標登録）（2005年12月15日締結）
- ニース協定（商品およびサービスの国際分類）（2005年12月15日締結）
- 商標法条約（TLT）（2007年3月18日締結）
- WIPO著作権条約（WCT）（2005年12月15日締結）
- WIPO実演・レコード条約（WPPT）（2005年12月15日締結）
- ローマ実演家等保護条約（2006年1月18日締結）

- ブダペスト条約 (特許手続き上の微生物の寄託の国際認識) (2012 年 11 月 20 日締結)
- ブリュッセル条約 (衛星送信信号保護) (2007 年 5 月 1 日締結)

またバーレーンは以下の機関・協定にも加盟している :

- WTO
- 知的所有権の貿易に関連する側面に関する協定 (1995 年 1 月署名)
- 湾岸協力会議 (1981 年 5 月加盟)
- 衛生により送信される番組伝送信号の伝達に関する条約 (2007 年 5 月 1 日加盟)

3 知的所有権に関する法律

バーレーンは、知的所有権を取り扱う特定の法律を制定している :

- 著作権および関連権利の保護に関する 2006 年法令第 22 号 (2006 年)
- 企業秘密に関する 2003 年法令第 7 号を一部改訂する 2006 年法令第 12 号 (2006 年)
- 特許および実用新案に関する 2004 年法令第 1 号を一部改訂する 2006 年法令第 14 号 (2006 年)
- 集積回路設計に関する 2006 年法令第 5 号 (2006 年)
- 工業デザインおよびモデルに関する 2006 年法令第 6 号 (2006 年)
- 地理的表示保護に関する 2006 年法令第 16 号 (2006 年)
- 企業秘密に関する 2003 年法令第 7 号の第 5 条を改訂する 2005 年法令第 35 号 (2005 年)
- 商標に関する 1991 年法令第 10 号[1991 年 6 月 26 日官報第 1961 号] (2006 年法令第 11 号により改正) および 1995 年特許、意匠、商標法
- 著作権の保護に関する 1993 年法令第 10 号
- 1955 年バーレーン著作、意匠および商標に関する法規の 1995 年特許、意匠および商標法による改正

4 商標

- (a) **定義** : 商標とは、他の商品、製品、サービスと区別して認識するために使用される、あるいはそのような使用を目的とする標識である。
- (b) **保護および権利** : 商標登録は、申請日から 10 年間有効であり、さらに 10 年間更新することができる。
- (c) **登録** : 商標に関する 1991 年法令第 10 号[1991 年 6 月 26 日官報第 1961 号] (2006 年法令第 11 号により改正) および 1995 年特許、意匠、商標法に基づき、バーレーンでは、商務企業局あるいは“ 商標登録局” に商標を登録する必要がある。 商標法は、更新申請のため 3 ヶ月の猶

予期間を設けている。第三者は、商標登録の失効後、あるいは満了後、3年が経過するまで同じ商標を登録することはできない。商標登録申請に対し、同じ商標がバーレーンあるいは世界の他地域で既に使用されている、あるいは既に商標権が存在する場合、それを裏付ける十分な証拠を提出することにより、異議を申し立てることができる。

- (d) **不使用**： 商標が過去5年間使用されない場合、あるいは第三者が商標登録を望む商品に同商標が使用されないことが明確に裏付けられた場合、第三者は商標登録の解除を申請することが可能である。
- (e) **譲渡およびライセンス**： 商標の譲渡は、商標登録後、登記することができる。また、商標の譲渡、ライセンスは、官報で公表されなければならない。商標の譲渡は、継続事業と営業権で分割することはできない。
- (f) **侵害と罰則**： 商標の侵害は、バーレーン民事裁判所によって罰せられる。裁判所は、不正商品のさらなる流通を防ぐための差止め、不正商品の押収および破壊、損害の査定と賠償を命じるなどの処分を下す。以下は、バーレーン法で禁じられた違法行為である：同種の登録商標の無断使用、不正品の販売あるいは販売を目的とした保管、販売を目的とした偽造商標を付する商品の展示、他者が合法的に登録した商標を同種の商品の無断販売促進を目的として使用すること。

5 著作権

- (a) **保護および権利**： 著作権は、著作権の保護に関する1993年法令第10号で定められている。著作権は著作者の死後50暦年間保護される。共同制作の著作権は、最後の共同制作者の死後50暦年間保護される。
- (b) **著作物の種類**： 著作権法は、とりわけ原著作物の保護について規定している。この保護の適用範囲は広く、文書、コンピューターソフトウェア、原作の翻訳も保護の対象となる。
- (c) **登録**： 著作権の登録は、内閣情報省が管轄する著作権局および刊行局で行なう。バーレーンは1997年ベルヌ条約の加盟国であるため、著作権の登録は法的に義務付けられていない。しかし、著作権登録は、著作権に関する情報の信頼性ある保証と考えられている。
- (d) **所有権**： 所有権は、原著作者である個人あるいは法人に与えられる。著作者とは、著作物を制作した者を指す。
- (e) **譲渡**： 著作権は、著作者と権利の譲受人の間で合法的に書面にて契約を締結することにより、譲渡することができる。
- (f) **侵害と罰則**： やはり、著作権の侵害は、バーレーン民事裁判所によ

て罰せられる。裁判所は、不正商品の差止め、押収、破壊を命じるなどの処分を下す。

6 特許

- (a) **保護と権利**： 1955年バーレーン特許、意匠および商標法規（1995年特許、意匠および商標法により改正）に則り、特許・実用新案の登録は、特許および実用新案に関する2004年法令第1号に基づき行われる。バーレーンでの特許登録は、PCT（特許協力条約）の適用が無い場合、権利を主張するためには、特許権出願日（外国で登録された原特許出願日）から6ヶ月以内に行なわなければならない。特許、実用新案は、登録申請日あるいは権利出願日から、それぞれ20年間、10年間有効とされる。認可を受けた申請は、官報で公表され、事由に調査することができる。特許・実用新案の認可に反対する者は、公表日から60日以内に異議申し立てを特許局に提出しなければならない。異議の申し立てが無い場合、特許料を支払うことにより特許・実用新案に証書が与えられる。
- (b) **不使用**： 特許権保持者が特許認可後2年間、その発明を使用しない場合、商務省はその特許権を解除することができる。
- (c) **譲渡およびライセンス**： 特許の所有権は、全部または一部を有償または無償で、あるいは相続により譲渡することができる。しかし、特許の第三者への移転、担保、売却は、その移転、担保、売却の登録を行ない、必要な告知を行なった後でない限り行なうことができない。
- (d) **侵害と罰則**： 特許登録のある発明あるいは実用新案の模倣、または保護商品の製造、販売、取引、輸入、取引を目的とした所有は、3ヶ月以上1年未満の禁固刑、BHD500（US\$1,300）以上BHD2,000（US\$5,300）*未満の罰金の対象となる。
- (e) **注**： 上記の規定は法的に定められているが、現在バーレーンは特許の検査を行っていない。

7 意匠

- (a) **保護と権利**： バーレーン王国における意匠登録は、申請日から10年間有効であり、更新によりさらに5年間延期することができる（最長15年）。登録が認められたデザインは、官報で公表される。申請日から30日間、認可に対する異議申し立て期間が設けられている。パリ条約に基づき、登録申請から6ヶ月以内に意匠権の出願を行なうことができる。
- (b) **譲渡およびライセンス**： 意匠権は、作者と権利の譲受人が、書面により合法的に契約を締結することにより譲渡することができる。

(c) **侵害と罰則：** やはり、意匠の侵害は、バーレーン民事裁判所により罰せられる。裁判所は、不正商品の差止め、押収、破壊を命じるなどの処分を下す。

* 通貨の換算は、下記日付の為替レートに基づく。換算額は概算である。

Key contacts

Rob Deans, Partner
 Dubai, UAE
 rob.deans@clydeco.com

Takamasa Makita, Legal Director
 Dubai, UAE
 takamasa.makita@clydeco.com

Jon Parker, Head of Trade Marks
 Dubai, UAE
 jon.parker@clydeco.com

Clyde & Co accepts no responsibility for loss occasioned to any person acting or refraining from acting as a result of material contained in this summary. No part of this summary may be reproduced in any form or by any means, electronic, mechanical, photocopying, reading or otherwise without the prior permission of Clyde & Co.

Clyde & Co LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales. Regulated by the Solicitors Regulation Authority. Qatar Financial Centre Branch licensed by the QFCA. DIFC office registered with the DFSA. Abdulaziz A. Al-Bosaily Law Office in association with Clyde & Co LLP is licensed in Riyadh - see www.albosailylawoffice.com for licence detail.

© Clyde & Co LLP 2013

Contact Offices



Dubai
 Tel: +971 4 384 4000
 Fax: +971 4 384 4004

Doha
 Tel: +974 4496 7434
 Fax: +974 4496 7412

Tripoli
 Tel: +218 21 335 1433

Abu Dhabi
 Tel: +971 2 644 6633
 Fax: +971 2 644 2422

Riyadh*
 Tel: +966 1 200 8817
 Fax: +966 1 200 8558

LLP offices and associated* offices:
 Abu Dhabi Belgrade* Caracas Dar es Salaam* Doha Dubai Guildford Hong Kong London Montréal Moscow Mumbai*
 New Delhi* New Jersey New York Paris Piraeus Rio de Janeiro Riyadh* San Francisco Shanghai Singapore
 St Petersburg* Toronto